

市民相談室から

「クーリング・オフ」を知っていますか？

訪問販売や電話で勧誘を受けて契約してしまったが、冷静に考えてみたら必要ないと思った場合、契約書を受け取った日から一定期間内であれば、無条件で契約が解除できる制度です。

クーリング・オフができる場合

◆訪問、電話、路上などで勧誘され契約した場合、契約書を受け取った日から8日以内であること（内職商法、マルチ商法は20日以内）。

◆現金取引の場合には総額が3,000円以上であること。

クーリング・オフの方法

◆はがき（簡易書留）や内容証明郵便など証拠に残る書面で行います。

◆クーリング・オフの期間内に、業者に「契約を解除する」旨を明記し、支払い済みの代金の返金、商品の引き取りなどを求めます。

◆はがきの場合は、両面のコピーを取って、郵便局の窓口で渡される発信の控えとともに保管します。

◆クレジット契約をした場合は、信販会社にも同時に「契約を解除する」旨を通知します。

書き方の例（はがきの場合）

事業者への通知例

通知書

契約年月日 ○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○円
 販売者 ○○株式会社
 ○○営業所
 担当者 ○○○○氏
 上記契約は解除します。

支払い済みの○○○○円
 を返金し、商品はお引き
 取りください。

通知を出した年月日
 自分の住所・氏名

郵便はがき
 □□□□□□□□

**事業者住所
 事業者名
 代表者様**

信販会社への通知例

通知書

契約年月日 ○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○円
 販売会社名 ○○株式会社
 ○○営業所

上記契約は解除します。

通知を出した年月日
 自分の住所・氏名

郵便はがき
 □□□□□□□□

**信販会社住所
 信販会社名
 代表者様**

不安なとき、おかしいなと思ったときは相談を。
 問合せ／消費生活相談 ☎049-252-7181

教育相談室から

「言語相談・言語訓練」のご案内

言葉に課題のあるお子さんが、学習や日常生活（集団生活など）に適応できるように、お子さんや保護者、担任教員などに、個々の状態に応じた指導・助言・訓練などを行っています。

対象／言葉の遅れ、吃音、発音不明瞭など

相談方法

電話で事前に申し込み→本人・保護者の来談（必要に応じて担任なども同席可）→状態に応じた訓練など

日時と相談員

〈相談〉毎月1回、原則として言語医師が対応

〈訓練〉毎月1回、言語療法士が対応

相談を希望する方は担任の先生に申し出るか、直接教育相談研究室にご連絡ください。

問合せ／教育相談研究室 ☎049-253-5313

教育相談専門員 新飼

不動産の無料相談会

不動産鑑定士が不動産の価格などの相談に応じます。

とき／4月3日(土)午前10時～午後4時

場所

さいたま浦和会場 浦和コミュニティセンター第6集会室

川越会場 丸広百貨店8階バンケットルーム

主催・問合せ／(社)埼玉県不動産鑑定士協会 ☎048-838-0483

INFORMATION FUJIMINO 「インフォメーションふじみの」

(ふじみの国際交流センターが毎月発行する
 外国籍の方のための生活情報誌)

3月号のテーマは「暴力夫からの離婚成立前に新しい恋人の子どもができた時…」

中国語、英語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語（フィリピンの言語）、日本語の7か国語でお知らせしています。日本語がよく分からない近くの外国人に教えてください。その方にとって役立つ母国語による生活情報になっています。

協力：認定NPO法人ふじみの国際交流センター
 〒356-0004 ふじみ野市上福岡5-4-25（上福岡駅から徒歩5分）

☎049-256-4290 http://www.ficcc.jp

3月 無料相談

市内在住在勤の方を対象にした各種無料相談です。相談日が祝日の場合は除きます。☎は予約が必要です。市役所は☎049-251-2711です。

種類	内容	相談員	とき	申込み・問合せ・場所
一般・行政・人権	日常生活や行政、人権に関すること	行政相談委員 人権擁護委員	毎週木曜 午前10時～正午、午後1時～3時	市民相談室☎④272
☎法律（弁護士）	法律に関すること	弁護士	毎週水曜(31日を除く)午後1時～4時 ※場所は鶴瀬駅西口サンライトホール	
☎法律（司法書士）	登記、成年後見、法的手続きや裁判書類に関すること	司法書士	毎週金曜 午後1時～4時 ※場所は市民相談室	
☎税務相談	相続、贈与、所得などの税務一般	税理士	第1・3火曜 午前10時～正午	
☎女性相談	家庭問題、夫婦、暴力などで不安や悩みのある女性	心理カウンセラー	第4火曜 午後1時～4時	
住宅増改築相談	増改築・修繕や地震・バリアフリー住宅など	建設業者団体の専門家	第1・3火曜 午後1時30分～4時30分	市民相談室☎049-252-7181
消費生活相談	契約上のトラブルや多重債務など	消費生活相談員	第2火曜 午後1時～4時	
外国籍市民生活相談	日常生活についての相談	ふじみの国際交流センター職員	毎週月～金曜 午前10時～正午、午後1時～3時30分	ふじみの国際交流センター ☎049-269-6450
マンション管理（予約優先）	管理組合の運営やペット、騒音など	マンション管理士など	毎週水・金曜 午前10時～午後1時	建築指導課☎④418
☎耐震改修・リフォーム	在来工法の木造2階建住宅の耐震化	一級建築士など	第2月曜 午後1時～4時	建築指導課☎④422
内あっせん	あっ旋や求人、苦情相談など	内職相談員	第3月曜 午後1時～4時	産業振興課☎④264
中小企業経営	金融・労働・下請け・受注など事業者からの相談	富士見市商工会	毎週水・金曜 午前10時～正午、午後1時～3時	富士見市商工会 ☎049-251-7801
介護・権利擁護など	高齢者に関する総合的な相談、権利擁護など	地域包括支援センター職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	富士見市中央地域包括支援センター ☎049-252-7108
			毎週月～土曜 午前9時～午後5時	地域包括支援センターむさしの ☎049-255-6320
老人福祉・虐待（通報）	高齢者虐待の発見者からの通報、本人からの届出など	市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	高齢者福祉課☎④389 (時間外☎049-251-2711)
		地域包括支援センター職員	毎週月～土曜 午前9時～午後5時	地域包括支援センターむさしの ☎049-255-6320
☎障害者就労支援	障害のある方の就労支援や職場での悩みの相談	市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～正午、午後1時～5時	障害者就労支援センター ☎④327・335
☎児童相談	発達、発育、育児、不登校、非行など	家庭児童相談員 市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	障害福祉課 家庭児童相談室☎④337
教育相談	いじめ、不登校、就学、言語など	専任相談員など	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	教育相談研究室 ☎049-253-5313
乳幼児子育て相談（電話相談）	妊娠・出産・子育てなど、育児について	保健師	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	健康増進センター ☎049-252-3771
子育て相談（電話相談）	子育ての不安や悩みごと	保育士	毎週月～金曜 午前10時～午後3時	下記
	第一保育所☎049-251-6553 第五保育所☎049-251-9784 けやき保育園☎049-254-0022 勝瀬こはと保育園☎049-263-8800	第二保育所☎048-472-9174 第六保育所☎049-251-4741 子どものBaby☎049-261-7077 子育て支援センター☎049-251-3005(面接相談あり・要予約)	第三保育所☎049-252-4811 ふじみ野保育園☎049-256-8862 西みずほ保育園☎049-268-5558	第四保育所☎049-251-9785 こはと保育園☎049-251-8966

社会福祉協議会で行う相談 場所 市民福祉活動センター「ぱれっと」1階相談室・和室 相談日直通 ☎049-253-6700

在宅高齢者介護(さろん「温談」)

心配ごと

アルコール

第2水曜午前10時～午後2時

毎週火曜午前10時～午後3時

毎週月曜午後7時～9時
第3水曜午前10時～午後3時